

第1章 計画の策定にあたって



1 計画の位置づけ

本計画は、「がん対策基本法（平成19年4月1日施行）」第12条第3項の規定による都道府県がん対策推進計画の変更と位置付けます。

本計画の策定にあたっては、平成25年3月1日施行の「千葉県がん対策推進条例」及び令和5年3月28日に閣議決定された国の「がん対策推進基本計画（第4期）」の趣旨に則ったものとし、「千葉県保健医療計画」及び県の健康増進計画である「健康ちば21（第3次）」等の関係計画と調和を図りながら、本県のがん対策を総合的・効果的に進めていきます。

がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)

(都道府県がん対策推進計画)

第十二条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

2 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和三十二年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であってがん対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも六年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

2 国のがん対策推進基本計画と千葉県がん対策推進計画の策定のあゆみ

(1) 第1期

平成18年に成立した「がん対策基本法」に基づき、平成19年6月に策定された国の第1期「がん対策推進基本計画」（平成19年度～平成23年度）では、「がん診療連携拠点病院等※」の整備、緩和ケア提供体制の強化及び地域がん登録の充実が図られ、千葉県においても、同計画をふまえ、平成20年に最初の「千葉県がん対策推進計画」（平成20年度～平成24年度）を策定しました。

※がん診療連携拠点病院等(がん診療連携拠点病院及び地域がん診療病院)

〔がん診療連携拠点病院〕

専門的ながん医療の提供、地域のがん診療の連携協力体制の整備、患者・住民への相談支援や情報提供などの役割を担う病院として、国が定める指定要件を踏まえて都道府県知事が推薦したものについて、厚生労働大臣が適当と認め、指定した病院です。

がん診療連携拠点病院には、各都道府県で中心的役割を果たす「都道府県がん診療連携拠点病院」と、都道府県内の各地域(2次医療圏)で中心的役割を果たす「地域がん診療連携拠点病院」があります。

〔地域がん診療病院〕

がん診療連携拠点病院(決められた要件を満たした厚生労働大臣指定の病院)が無い地域(2次医療圏)に、都道府県の推薦を基に厚生労働大臣が指定した病院です。基本的に隣接する地域のがん診療連携拠点病院のグループとして指定され、拠点病院と連携しつつ、専門的ながん医療の提供、相談支援や情報提供などの役割を担っています。

出典:国立がん研究センター がん情報サービス

(2) 第2期

国の第2期（平成24年度～平成28年度）の基本計画では、小児がん、がん教育及びがん患者の就労を含めた社会的な問題等についても取り組むこととされ、死亡率の低下や5年相対生存率が向上するなど、一定の成果が得られました。

千葉県では、国の第2期計画をふまえた「第2期千葉県がん対策推進計画」（平成25年度～平成29年度）の策定に合わせ、平成25年、がん対策の基本的事項を定め、県、市町村、県民、保健医療福祉従事者などの関係者の責務や役割を明らかにし、がん対策をさらに総合的かつ計画的に推進していくことを目的とした「千葉県がん対策推進条例」（千葉県条例第二十四号）を制定し、同条例に基づき、県のがん対策を推進しています。

(3) 第3期

国の第3期（平成29年度～令和4年度）基本計画では、「がん予防」、「がん医療の充実」及び「がんとの共生」の3本の柱に沿った総合的ながん対策が推進されたほか、AYA世代（Adolescent and Young Adult 思春期世代と若年成人世代）のがん、高齢者のがんといったライフステージに応じたがん対策やがんゲノム医療の推進等が盛り込まれました。

千葉県では、平成30年3月、国の第3期計画の趣旨、県の第2期計画の取組の成果、及びがんを取り巻く状況の変化等を踏まえ、「第3期千葉県がん対策推進計画（平成30年度～令和5年度）」を策定しました。

県の第3期計画では、がんによる死亡率減少（75歳未満のがんによる年齢調整死亡率12%減少）を目指すとともに、がん患者とその家族が、がんと向き合いながら、生活の質を維持向上させ、安心して暮らせる社会を目指し、以下の4つの分野別施策を推進することとしました。

図1-2-1：第3期千葉県がん対策推進計画の分野別施策

1. 予防・早期発見	～科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実～ がんの予防の知識の普及等に取り組むとともに、国の指針に基づいたがん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）の検診受診率向上※と精度管理等を促進する。 ※がん検診受診率目標値 50%、精密検査受診率目標値 90%
2. 医療	～患者本位のがん医療の実現～ がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療の均てん化と更なる質の向上を目指すとともに、がんゲノム医療の提供体制づくりや、世代別のがん医療等についても検討する。
3. がんとの共生	～尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築～ 県独自の緩和ケアマニュアルの普及を含めた緩和ケアの推進、治療と仕事の両立支援、ピアサポート活動の場の拡大、がん相談支援センター周知と充実等の相談支援、情報提供を推進していく。
4. 研究等	～がん研究・がん登録の推進～ 千葉県がんセンター等を中心としてがん研究を進めていくとともに、全国がん登録の確実な運用と情報の活用に努めていく。

(4) 第4期

令和5年3月28日、国の第4期（令和5年度～令和10年度）の基本計画が閣議決定されました。国の第4期計画では、がん予防方法の普及啓発、がん検診の受診率向上対策に引き続き取り組むことが重要としつつ、がん医療を取り巻く環境や、社会情勢を反映し、施策の内容が拡充・変更されています。

「医療」の分野では、これまで、国において、がん診療連携拠点病院等を中心とした医療提供体制を整備し、がん医療の質の向上と均てん化が進められてきましたが、少子高齢化・人口減少という今後の人口動態の変化の中で、質の高いがん対策を持続可能なものとするため、医療機関間の役割分担や連携の強化、人材の適正配置など、地域医療資源の有効活用等に取り組むことなどが盛り込まれました。

また、「共生」の分野では、がん治療技術の進歩により、がん患者の療養生活の多様化したことに伴う、がん患者やその家族等の様々な不安や悩みに対応し、地域において必要な支援を受けることができる環境を整備するため、あらゆる関係者が分野横断的に連携し、各種サービスの提供や支援等を効率的に行う仕組みを構築することにより、社会的な課題を解決し、がん患者及びその家族等の「全人的な苦痛」の緩和を図ることなどが記載されました。

千葉県では、国の第4期基本計画における拡充・変更点や、第3期県計画で進めてきた数々の施策の成果・課題を勘案し、令和6年3月、「第4期千葉県がん対策推進計画」を策定しました。

引き続き、「がんによる死亡率減少」を目指すとともに、「がん患者とその家族が、がんと向き合いながら、生活の質を維持向上させ、安心して暮らせる地域共生社会を目指す」とし、前計画の4つの分野別施策のうち、「予防・早期発見」、「医療」、「がんと共生」を継承し、「研究」分野を「がん診療を支える基盤の整備」に改編しました。

(第3章 がん対策推進計画の基本的な考え方を参照)

3 計画の期間

- 計画の策定： 令和6年3月
- 計画の期間： 令和6年度から令和11年度までの6年間
(参考)国の第4期がん対策推進基本計画の計画期間
令和5年度から令和10年度までの6年間

4 計画の策定体制

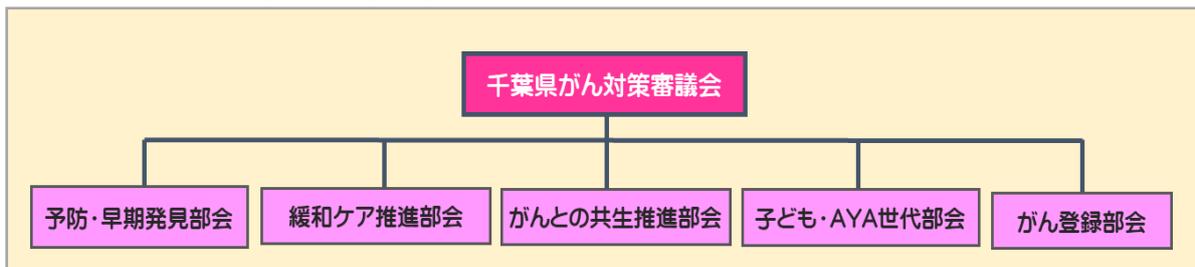
- 本計画の策定にあたって、「千葉県がん対策推進条例」第18条第2項の規定により、「千葉県がん対策審議会」及び審議会のもとに設置した各部会(予防・早期発見、緩和ケア推進、がんと共生推進、子ども・AYA世代、がん登録)において検討を行いました。

千葉県がん対策推進条例 (がん対策推進計画)

第十八条 県は、この条例の趣旨に基づき、がん対策を総合的かつ計画的に実施するため、がん対策基本法第十二条第一項に規定するがん対策推進計画を策定するものとする。

2 知事は、前項のがん対策推進計画の策定に当たっては、あらかじめ、千葉県がん対策審議会及び市町村その他関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めるものとする。

図1-4-1: 千葉県がん対策審議会の組織



- 千葉県がん対策審議会における検討に先立ち、がん医療に関する専門的な事項については、がん診療連携拠点病院、行政機関、高度先進医療機関、医療関係団体、患者団体等で構成される「千葉県がん診療連携協議会」に意見照会を行いました。(千葉県がん診療連携協議会については7ページ参照)
- 本計画の監修においては、千葉県がんセンターの全面的な協力を受けています。

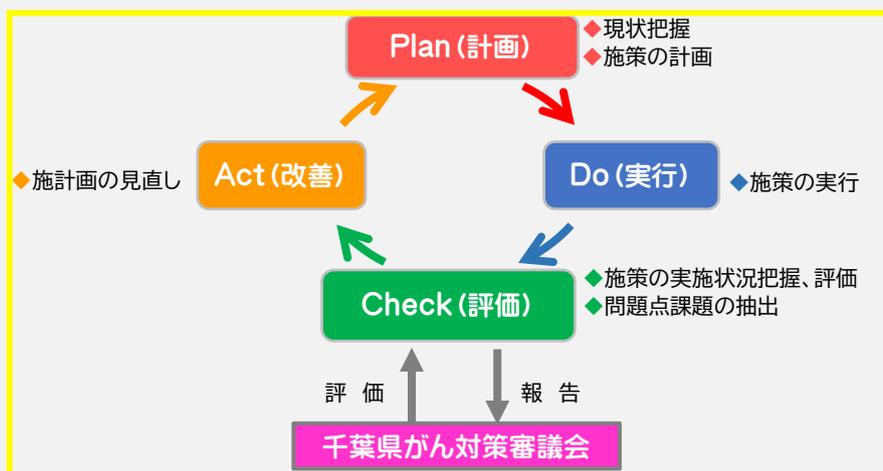
5 千葉県のがん対策の推進体制

(1) 県のがん施策の検討・評価体制

- がん対策推進計画の策定、進捗管理、評価・見直し及びその他計画の推進に関する事項について、千葉県がん対策審議会及び審議会のもとに設置した各部会を中心に検討を行います。
- 千葉県がん対策審議会及び審議会のもとに設置した各部会に毎年進捗状況を報告し、同審議会(各部会)の意見やがん患者を含む県民の意見をふまえ、評価を受け、施策推進に取り組みます。
- 計画の進行については、PDCAサイクル※を活用し、抽出された課題の解決を図りながら、必要に応じて計画の見直し等を検討します。

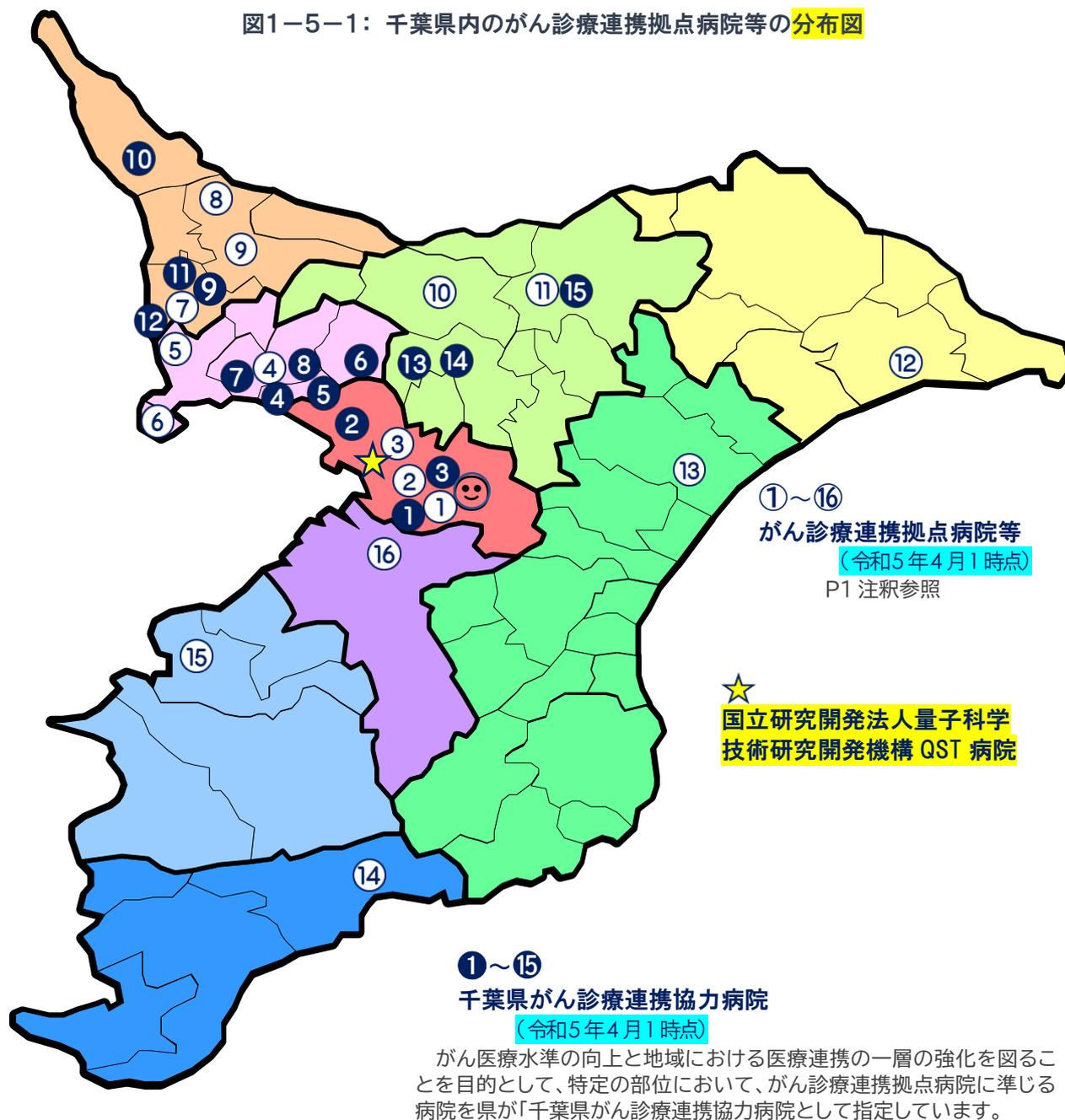
※PDCAサイクル

- Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Act(改善)の一連のプロセスを繰り返すことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つです。この一連の循環を繰り返すことで継続的に成長していくことがPDCAサイクルの目的です。
- PDCAサイクルは、サイクルをただ回すだけでなく、改善を通して、徐々にレベルアップを図っていくことがポイントです。
- PDCAサイクルを回していくことで、改善のノウハウが蓄積されるとともに、環境変化に柔軟に対応できるようになります。



(2) 県のがん医療提供体制

図1-5-1: 千葉県内のがん診療連携拠点病院等の分布図



😊 小児がん連携病院 (令和5年9月1時点)

- 小児がん拠点病院※と連携して小児がんの医療および支援を提供する病院で、小児がん拠点病院が指定します。「地域の小児がん診療を行う連携病院」、「特定のがん種等についての診療を行う連携病院」、「小児がん患者等の長期の診療体制の強化のための連携病院」の3つの類型があります。
- 千葉県では、「地域の小児がん診療を行う連携病院」として、次の4病院が指定されています。
千葉大学医学部附属病院、成田赤十字病院、日本医科大学千葉北総病院、千葉県こども病院
- 「特定のがん種等についての診療を行う連携病院」として、次の2病院が指定されています。
千葉県がんセンター(骨・軟部腫瘍、脳脊髄腫瘍)、QST 病院(重粒子線治療)

※小児がん拠点病院 地域において小児がん医療および支援を提供する中心施設として、厚生労働大臣が指定した病院です。地域ブロック単位で全国に15施設指定されています。(令和5年4月1日現在)

図1-5-2: 千葉県内のがん診療連携拠点病院等の一覧

医療圏	がん診療連携拠点病院等 (😊 は、小児がん連携病院としても指定)	千葉県がん診療連携協力病院
千葉	① 千葉県がんセンター 😊 ② 千葉大学医学部附属病院 😊 ③ 千葉医療センター	① 千葉メディカルセンター (胃がん・大腸がん) ② 千葉市立海浜病院 (胃がん・大腸がん) ③ 千葉市立青葉病院 (胃がん・大腸がん)
東葛南部	④ 船橋市立医療センター ⑤ 東京歯科大学市川総合病院 ⑥ 順天堂大学医学部附属浦安病院	④ 千葉県済生会習志野病院 (胃がん・大腸がん) ⑤ 谷津保健病院 (胃がん・大腸がん・乳がん) ⑥ 東京女子医科大学附属八千代医療センター (肺がん・胃がん・大腸がん・肝がん・乳がん) ⑦ 船橋中央病院 (胃がん・大腸がん) ⑧ 千葉徳洲会病院 (胃がん・肝がん・大腸がん・子宮がん)
東葛北部	⑦ 松戸市立総合医療センター ⑧ 国立がん研究センター東病院 ⑨ 東京慈恵会医科大学附属柏病院	⑨ 千葉西総合病院 (胃がん・大腸がん・肝がん) ⑩ 小張総合病院 (胃がん・大腸がん) ⑪ 新松戸中央総合病院 (胃がん・大腸がん・肝がん) ⑫ 新東京病院 (胃がん・大腸がん)
印旛	⑩ 日本医科大学千葉北総病院 😊 ⑪ 成田赤十字病院 😊	⑬ 東邦大学医療センター佐倉病院 (胃がん・大腸がん・子宮がん) ⑭ 聖隷佐倉市民病院 (胃がん・大腸がん) ⑮ 国際医療福祉大学成田病院 (肝がん・乳がん)
香取海匠	⑫ 国保旭中央病院	
山武長生夷隅	⑬ さんむ医療センター	
安房	⑭ 亀田総合病院	
君津	⑮ 君津中央病院	
市原	⑯ 千葉労災病院	

★	千葉	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 QST 病院 (😊 としても指定) 重粒子線を用いたがん治療に特化し、前立腺がんや頭頸部がんなどの治療や研究に取り組む病院。長年にわたり重粒子線治療の研究開発に取り組んできた豊富な経験や治療技術も駆使し、副作用の少ない治療を提供しています。小児がん連携病院(特定のがん種等についての診療を行う連携病院)としても指定されています。
😊	千葉	千葉県こども病院 😊 千葉県における小児医療の中心的役割を果たす県内唯一の独立型の小児専門医療施設です。小児がん連携病院(地域の小児がん診療を行う連携病院)の指定を受けています。

(3) 千葉県がんセンター

千葉県がんセンターは、年々増加するがんの征圧に向けて、昭和47年の開設以来、がん医療情報の交換、県内のがん患者の実態把握、がん医療技術者の研修等に積極的に取り組み、本県のあらゆるがん対策の中心的役割を担ってきました。

また、千葉県がん診療連携拠点病院として千葉県がん診療連携協議会を設置し、県内医療機関の連携協力体制づくりにも貢献しています。

さらに、がんゲノム医療拠点病院及び小児がん連携病院の指定も受けており、高度で専門的ながん診療を提供しています。

身体への負担の少ない手術支援ロボットや温熱療法を行うハイパーサーミアを導入する等、患者本位で新しいがん診療の推進にも努め、県内全ての医療圏から患者を受け入れています。

患者や家族の相談にワンストップで対応する患者総合支援センターも設置しており、患者等の利便性の向上を図るなど、県がん医療の中核的な施設となっています。



(4) 千葉県がん診療連携協議会

都道府県の全ての拠点病院等は、協働して都道府県協議会を設置し、都道府県拠点病院は中心的な役割を担うとともに、他の拠点病院等は都道府県協議会の運営に主体的に参画すること。

また、拠点病院等の他、地域におけるがん医療を担う者、行政、患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求めること。
(「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」から抜粋)

千葉県では、上記に基づき、県内の全ての地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院と協働して、「千葉県がん診療連携協議会を設置」し、都道府県がん診療連携拠点病院である千葉県がんセンターに事務局を置いています。

同協議会は、国の「がん対策基本法」及び「がん対策推進基本計画」、「千葉県がん対策推進計画」等における患者本位のがん医療を実現する等の観点から、千葉県における対策を強力に推進する役割を担い、千葉県全体のがん医療等の質の向上及び県内のどこに住んでいても適切な診断や治療にスムーズにアクセスできるがん医療提供体制の確保に努めています。

そのため、同協議会では、協議会の下にがんに関する様々な専門的事項を検討する7つの専門部会を設置しています。

図1-5-3: 千葉県がん診療連携協議会の組織

